

アリアーレ ビューティー専門学校学則

(令和3年4月1日 改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 本校は、アリアーレ ビューティィー専門学校という。

(位置)

第2条 本校は、名古屋市千種区今池二丁目1番14号に置く。

(目的)

第3条 本校は、教育基本法の本質に則り学校教育法並びに理容師法・美容師法に基き、理容師・美容師の養成に関する教育を施することを目的とする。

第2章 課程及び学科・修業年限・定員ならびに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程・学科及び修業年限ならびに定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜区分	修業年限	入学定員	総定員	学級数
衛生専門課程	理容科	昼	2カ年	40人	80人	2学級
	美容科	昼	2カ年	80人	160人	4学級
	トータルプログラム科	昼	2カ年	20人	40人	2学級

※本校が設置する衛生専門課程とは、平成29年2月文部科学省告示第59号により職業実践専門課程の認定された課程である。

2 本校の別科は次のとおりとする。

科名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
別科通信課程	理容科	3カ年	40人	120人	3学級
	美容科	3カ年	80人	240人	6学級

※別科とは、本科（衛生専門課程）とは別に設けた特別の技能教育を施す課程を指す。

(学年・学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 衛生専門課程（理容科・美容科・トータルプログラム科）の学期は次のとおりとする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。ただし校長が教育上必要がありまた、止むを得ない事情があるときは、休業日に授業をさせることができる。また非常災害その他緊迫の事情がある時等、臨時に授業を行わないことがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 土・日曜日
- (3) 夏季 7月第3～4週から8月末日まで
- (4) 冬季 12月第3～4週から翌年1月第2週まで
- (5) 学年末 3月第3～4週から3月末日まで
- (6) 開校記念日 6月11日

第3章 教育課程および授業日時数及び教職員組織

(教育課程および授業日時数)

第7条 教育課程および授業日時数は、別表のとおりとする。

- 2 別表に定める授業時数の1単位時間は50分とする。
- 3 授業時数を単位数に換算する場合、30時間を持って1単位とする。
- 4 理容・美容業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する企業・教育団体と連携した実習・演習を行い、職業教育の充実を図るものとする。
- 5 授業カリキュラム編成に際し、企業等が参画する理事会直結で「教育課程編成委員会」の意見を活用し、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身につけられる実践的な授業を取り入れて行うものとする。

(始業・終業時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 衛生専門課程は、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 別科（通信）は、校長が別に定める。

(教職員組織)

第9条 本校は、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 教員 9名以上
 - (3) 事務職員 1名以上
- 2 校長は、校務を掌り、所属教職員を監督する。

第4章 入学・休学・復学・退学・卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

衛生専門課程

- (1) 衛生専門課程は、高等学校卒業及びこれと同等以上の学力があると認められた者。
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者

別科通信課程

- (1) 別科（通信）は、中学校卒業及びこれと同等以上の学力があると認められた者。なお、中学校卒業者は入所試験に合格した者。
- (2) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(入学時期)

第11条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

(1) 衛生専門課程は4月

(2) 別科通信課程は10月

(入学手続き)

第12条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第21条の入学料を添えて手続きをとらなければならない。

(講習)

第13条 中学校卒業者で本校に入学を許可された者は、厚生労働大臣が別に定めるところにより、入学後講習を受けなければならない

(入学前の授業科目の履修等)

第14条 美容師法に定められた厚生労働大臣指定の専修学校の専門課程において、学生が本校衛生専門課程理容科に入学する前に行った授業科目の履修等で次に掲げるものを本校における授業科目の履修とみなすことができる。

授業科目	授業科目
関係法規・制度	衛生管理
保健	化粧品化学
文化論	運営管理

- 2 理容師法に定められた厚生労働大臣指定の専修学校の専門課程において、学生が本校衛生専門課程美容科に入学する前に行った授業科目の履修等で次に掲げるものを本校における授業科目の履修とみなすことができる。

授業科目	授業科目
関係法規・制度	衛生管理
保健	化粧品化学
文化論	運営管理

- 3 学生が本校理容科又は美容科に入所する前に行った理容師養成施設又は美容師養成施設の選択必須科目若しくは専修学校における授業科目の履修、大学、短期大学若しくは高等専門学校における学修又は大学、短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修のうち、本校が適当と認めるものについて、本校の卒業に必要な選択必須科目の総時間数の2分の1を超えない範囲で、本校における選択必須科目の履修とみなすことができる。
- 4 昼間授業における次の科目について同時授業を行うことがあ

る。

- ・ 必須課目 関係法規・制度、衛生管理、保健、化粧品化学、文化論、運営管理
- ・ 選択課目 社会保険、理容・美容総合理論

(休学・復学)

第15条 学生が、疾病その他やむを得ない事由によって、1ヶ月以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

ただし、1カ年以内を限り休学を許可することができる。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(退学・転学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 転学も前項に同じく、校長の許可を受けなければならない。

3 本学に転入学を志望する者は、在籍する大学等の在学期間および成績を証明する書類と入学検定料を添えて提出しなければならない。

4 前項の志願者については選考の上、当該年次に入学を許可することがある。

5 前項の規定により入学を許可された者は既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、校長が決定する。

6 前項の入学を許可された者については、転入学を許可された年次に在学する規定を適用する。

(認定の基準)

第17条 卒業に必要な各課目の単位数を修了すること。本校の授業科目の授業時間数を単位に換算する場合においては30時間をもって1単位とする。

2 教育課程の修了または卒業は、毎学期に学科試験及び実技試験を行い、その評価の単位数の合計が、所定の単位数を超えて修得した者について、認定会議において決定する。

3 本学を卒業するためには、2年以上在学し、別表第7条に定めるところの卒業要件単位数を取得しなければならない。

4 認定会議は、校長及び専任教員を以って構成する。

5 校長は、学科試験・実技試験結果及び卒業予定者名簿を認定会議に提出し卒業を認める。

6 生徒の出席状況を確実に把握し、教科課目ごとに欠席があった場合（教科課目の3分の1以内。実習を伴う教科課目にあつては5分の1以内。）であっても、十分な補講等を行った上で卒業を認める。補講対象者は奨学制度対象から除外され、また欠席が出席すべき教科課目の3分の1（実習を伴う教科課目に

あつては5分の1)を超える者については卒業を認めない。

(証書の授与)

第18条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には別紙第1号様式の卒業証書を授与しなければならない。

2 衛生専門課程理容科、衛生専門課程美容科を修了した

者には専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

（ほう賞）

第19条 成績優秀にして他の模範となる者はほう賞することができる。

（懲戒）

第20条 本校の定める諸規定を守らず、学生としての本分に反する行為があったときは懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当する者には退学を命ずることができる。

（1） 性行不良で改悛の見込みがないと認められる者。

（2） 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

（3） 正当な理由がなくて出席が常でない者。

（4） 学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者。

第5章 入学料・授業料・その他

（入学料・授業料）

第21条 本校の入学料・授業料等は次のとおりとする。

衛生専門課程

入学検定料	15,000円
入学料	80,000円
授業料	31,600円（月額）
実習費	11,700円（月額）
施設費	10,200円（月額）

2 本校の別科（通信）授業料・入学料等は別に定める。

3 校長は、特別の事情等必要があると認めた者には、授業料を等減免・奨学制度を認めることができる。

4 学期の途中で退学をした場合において授業料等は返金はしない。除籍された者は在籍期間中の月の授業料等を納めなければならない。停学期間中の授業料等減免はしない。

5 休学者は、休学をした月から復学をする前月までの授業料等を免除する。

6 復学者は、復学する月から授業料等を納めなければならない。

7 在籍期間中（休学者は除く）は必ず授業料等を納めなければならない。

（返還）

第22条 既に納付した入学検定料・入学料・授業料・実習費及び施設費は返還しない。但し、特別な事由がある場合はこの限りではない

（健康診断）

第23条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(附帯事業)

第24条 本校の附帯事業は、次のとおりとする。

通信科 (学則第4条第2項に規定する別科)

(1) 通信養成を行う地域は愛知県及び近隣県一部地域とする

- (2) 教育相談窓口を設置し、随時質問・相談を受け付ける。
- (3) 通信授業及び添削指導に係る事務の一部を公益社団法人日本理容美容教育センターに委託する。(委託業務の内容：教材の配本、添削)

2 学則第13条に規定する講習

- (1) 教育相談窓口を設置し、随時質問・相談を受け付ける
- (2) 通信授業及び添削指導に係る事務の一部を公益社団法人日本理容美容教育センターに委託する。(委託業務の内容：教材の配本、添削)

(公開講座)

第25条 本学は、地域文化の向上に資するため、又はその他必要があると認めるときは、公開講座を行うことができる。ただし、実施に関する事項は、そのつど校長が定める。

(科目等履修生)

第26条 本学において当該学生等以外の者が取得する目的で1または複数の科目の履修を志願する者があるときは、教育に支障がない限りにおいて選考の上、入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第27条 本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

(学校評価)

第28条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行い、その結果を公表する。

- 2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。
- 3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並び結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第6章 雑則

(雑則)

第29条 この学則の実施に関し、必要な細則は校長が定める。

付 則

1. この学則は、昭和51年4月1日より実施する。
2. この学則は、昭和52年10月25日改正施行する。
3. この学則は、昭和53年4月1日（第19条）改正施行する。
4. この学則は、昭和54年4月1日（第19条）改正施行する。
5. この学則は、昭和54年5月5日（第2条）改正施行する。
6. この学則は、昭和56年4月1日（第4条1項）改正施行する。
7. この学則は、昭和61年4月1日（第19条入学料、授業料）(1) (2)の入学料は、昭和61年3月1日より改正施行する。
8. この学則は、昭和62年4月1日より改正施行する。（第19条入学料、授業料等）(1)、(2)の入学料は、昭和62年3月1日より施行する。
9. この学則は、昭和63年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、昭和63年3月1日より施行する。
10. この学則は、平成元年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成元年3月1日より施行する。
11. この学則は、平成2年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成2年3月1日より施行する。
12. この学則は、平成3年4月1日より改正施行する。（第6条、第7条別表、第19条）第19条(1) (2)の入学料は平成3年3月1日より施行する。
13. この学則は、平成3年10月1日より改正施行する。（第16条第1号様式）
14. この学則は、平成4年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成4年3月1日より施行する。
15. この学則は、平成5年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成5年3月1日より施行する。
16. この学則は、平成6年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成6年3月1日より施行する。
17. この学則は、平成7年4月1日より改正施行する。（第4条）
18. この学則は、平成7年4月1日より改正施行する。（第7条別表、第8条、第19条）第19条(1) (2)の入学料は、平成7年3月1日より施行する。
19. この学則は、平成8年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成8年3月1日より施行する。
20. この学則は、平成9年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成9年3月1日より施行する。
21. この学則は、平成10年4月1日より改正施行する。（第19条）(1) (2)の入学料は、平成10年3月1日より施行する。
22. この学則は、平成11年4月1日より改正施行する。（第20条）(1) (2)の入学料、授業料、実習費、施設費は、平成11年度入学生より適用

する。

23. この学則は、平成12年4月1日より改正施行する。（第20条）（1）（2）の入学料、授業料、実習費、施設費は、平成12年度入学生より適用する。
24. この学則は、平成12年4月1日より改正施行する。（第21条）（1）（2）の入学料、授業料、実習費、施設費は、平成13年度入学生より適用する。

25. この学則は、平成14年4月1日より改正施行する。（第13条、第14条、第21条）第21条(1) (2)の入学料、授業料、実習費、施設費は平成14年度入学生より適用する。
26. この学則は、平成16年4月1日より改正施行する。（第1条、第3条、第4条、第7条別表、第14条、第18条第1号様式）
27. この学則は、平成18年4月1日より改正施行する。（第7条別表、第9条、第17条）
28. この学則は、平成19年4月1日より改正施行する。（第7条別表）
29. この学則は、平成19年6月1日より改正施行する。（第18条、第1号様式）
30. この学則は、平成21年4月1日より改正施行する。（第1条、第18条第1号様式）
31. この学則は、平成22年4月1日より改正施行する。（第4条、第5条、第8条、第10条、第11条、第14条、第21条、第7条別表、第18条第1号様式）
32. この学則は、平成23年4月1日より改正施行する。（第7条別表、第14条3項、第4条第2項）
33. この学則は、平成23年10月1日より改正施行する。（第21条）
34. この学則は、平成24年4月1日より改正施行する。（第5条、第6条、第7条別表、第18条、第1号様式）
35. この学則は、平成25年4月1日より改正施行する。（第5条、第6条）
36. この学則は、平成25年10月1日より改正施行する。（第10条）
37. この学則は、平成26年4月1日より改正施行する。（第4条、第5条、第18条、第7条別表、第1号様式）
38. この学則は、平成26年4月1日より改正施行する。（第5条）
39. この学則は、平成27年4月1日より改正施行する。（第7条別表、第9条）
40. この学則は、平成27年8月1日より改正施行する。（第4条、第6条、第7条、第10条、第11条、第17条、第20条、第24条）
41. この学則は、平成28年4月1日より改正施行する。（第24条）
42. この学則は、平成27年4月1日より改正施行する。（第25条）
43. この学則は、平成29年4月1日より改正施行する。（第21条入学料・授業料）
44. この学則は、平成30年4月1日より改正施行する。（第4条、第6条、第7条、第14条、第17条、第21条、第7条別表）
45. この学則は、平成31年4月1日より改正施行する。（第4条、別表第1号）
46. この学則は、令和2年4月1日より改正施行する。（第16条退学・転学、第17条認定の基準、第20条懲戒、第21条入学料・授業料、第25条公開講座、第26条科目履修生、第27条外国人留学生、第28条学校評価、第7条別表）
47. この学則は、令和3年4月1日より改正施行する。（第4条、第5条、第14条、第7条別表、第18条第1号様式）

(1) 衛生専門課程理容科

(昼間課程令和2年4月入学生より適用)

	授業科目	必選の別	第1学年	第2学年	1・2学年 合計	単位数
			年間授業時間	年間授業時間		
必須 課目	関係法規・制度	必修	30時間	0時間	30時間	1
	衛生管理	〃	30時間	60時間	90時間	3
	保健	〃	60時間	30時間	90時間	3
	香粧品化学	〃	30時間	30時間	60時間	2
	文化論	〃	30時間	30時間	60時間	2
	運営管理	〃	30時間	0時間	30時間	1
	理容技術理論	〃	90時間	60時間	150時間	5
	理容実習	〃	390時間	510時間	900時間	30
専門 教養	理容総合理論	〃	120時間	210時間	330時間	11
	理容モード理論	〃	60時間	0時間	60時間	2
	理容総合技術	〃	90時間	90時間	180時間	6
一般	社会保険	〃	30時間	0時間	30時間	1
年間総時数			990時間	1020時間	2010時間	67

(2) 衛生専門課程美容科

(昼間課程令和2年4月入学生より適用)

	授業科目	必選の別	第1学年	第2学年	1・2学年 合計	単位数
			年間授業時間	年間授業時間		
必須 課目	関係法規・制度	必修	30時間	0時間	30時間	1
	衛生管理	〃	30時間	60時間	90時間	3
	保健	〃	60時間	30時間	90時間	3
	香粧品化学	〃	30時間	30時間	60時間	2
	文化論	〃	30時間	30時間	60時間	2
	運営管理	〃	30時間	0時間	30時間	1
	美容技術理論	〃	90時間	60時間	150時間	5
	美容実習	〃	390時間	510時間	900時間	30
専門 教養	美容総合理論	〃	120時間	210時間	330時間	11
	美容モード理論	〃	60時間	0時間	60時間	2
	美容総合技術	〃	90時間	90時間	180時間	6
一般	社会保険	〃	30時間	0時間	30時間	1
年間総時数			990時間	1020時間	2010時間	67

(3) 衛生専門課程 トータルプログラム科 (昼間課程令和2年4月入学生より適用)

	授業科目	必選の別	第1学年	第2学年	1・2学年 合計	単位数
			年間授業時間	年間授業時間		
必須 課目	相互支援・導入教育	必修	30時間	30時間	60時間	2
	ヘアメイク	〃	270時間	210時間	480時間	16
	日本接客マナー	〃	60時間	0時間	60時間	2
	ネイル・アイラッシュ	〃	60時間	60時間	120時間	4
	パーソナルカラー	〃	0時間	30時間	30時間	1
	メイクアップ	〃	120時間	120時間	240時間	8
	美容技術理論	〃	60時間	60時間	120時間	4
	ブライダルエステティック	〃	90時間	90時間	180時間	6
	着付け	〃	60時間	60時間	120時間	4
一 般	現場実習	〃	90時間	150時間	240時間	8
	日本文化	〃	0時間	60時間	60時間	2
年間総時数			840時間	870時間	171時間	57

(4) 別科通信課程理容科 (従事者)

(第18期より適用)

教科科目	添削指導の回数	面接授業の時間数	第1学年	第2学年	第3学年
			面接授業		
			10月～9月	10月～9月	10月～9月
(必須科目)					
関係法規・制度	3回	10時間	3時間	0時間	7時間
衛生管理	4回	30時間	21時間	0時間	9時間
保健	3回	25時間	0時間	0時間	25時間
化粧品化学	2回	30時間	0時間	21時間	9時間
文化論	2回	10時間	5時間	5時間	0時間
運営管理	3回	5時間	0時間	0時間	5時間
理容技術理論	8回	10時間	0時間	3時間	7時間
理容実習	6回	175時間	47時間	40時間	88時間
小計	31回	295時間	76時間	69時間	150時間
(選択科目)					
理容総合理論	理容カウンセリング	1回			
	外国語(英語)	1回			
	社会福祉	1回	5時間	0時間	5時間
	ヘアスタイル画	1回			
	によるトータルファッション	1回			
ビジネスマナー	1回				
小計	5回	5時間			
合計	36回	300時間	76時間	74時間	150時間

(5) 別科通信課程理容科 (非従事者)

(第18期より適用)

教科科目	添削指導の回数	面接授業の時間数	第1学年	第2学年	第3学年
			面接授業		
			10月～9月	10月～9月	10月～9月
(必須科目)					
関係法規・制度	3回	10時間	3時間	0時間	7時間
衛生管理	4回	30時間	21時間	0時間	9時間
保健	3回	25時間	0時間	0時間	25時間
化粧品化学	2回	30時間	0時間	21時間	9時間
文化論	2回	10時間	5時間	5時間	0時間
運営管理	3回	10時間	0時間	0時間	10時間
理容技術理論	8回	25時間	10時間	8時間	7時間
理容実習	6回	450時間	133時間	126時間	191時間
小計	31回	590時間	172時間	160時間	258時間
(選択科目)					
	理容カウンセリング	1回			
	外国語(英語)	1回			

理容総合理論	社会福祉 によるトータル ファッション ビジネスマナー	1回	10時間	0時間	10時間	0時間
		1回				
		1回				
	小計	5回	10時間	0時間	10時間	0時間
	合計	36回	600時間	172時間	170時間	258時間

(6) 別科通信課程美容科 (従事者)

(第18期より適用)

教科科目	添削指導の回数	面接授業の時間数	第1学年	第2学年	第3学年			
			面接授業					
			10月～9月	10月～9月	10月～9月			
(必須科目)								
関係法規・制度	3回	10時間	3時間	0時間	7時間			
衛生管理	4回	30時間	21時間	0時間	9時間			
保健	3回	25時間	0時間	0時間	25時間			
化粧品化学	2回	30時間	0時間	21時間	9時間			
文化論	2回	10時間	5時間	5時間	10時間			
運営管理	3回	5時間	0時間	0時間	5時間			
美容技術理論	8回	10時間	0時間	3時間	7時間			
美容実習	6回	175時間	47時間	40時間	88時間			
小計	31回	295時間	76時間	69時間	150時間			
(選択科目)								
美容総合理論	美容カウンセリング	1回						
	外国語(英語)	1回						
	社会福祉	1回	5時間	0時間	5時間			
	ヘアスタイル画によるトータルファッション	1回						
	ビジネスマナー	1回						
小計	5回	5時間				0時間	5時間	0時間
合計	36回	300時間				76時間	74時間	150時間

(7) 別科通信課程美容科 (非従事者)

(第18期より適用)

教科科目	添削指導の回数	面接授業の時間数	第1学年	第2学年	第3学年
			面接授業		
			10月～9月	10月～9月	10月～9月
(必須科目)					
関係法規・制度	3回	10時間	3時間	0時間	7時間
衛生管理	4回	30時間	21時間	0時間	9時間
保健	3回	25時間	0時間	0時間	25時間
化粧品化学	2回	30時間	0時間	21時間	9時間
文化論	2回	10時間	5時間	5時間	10時間
運営管理	3回	10時間	0時間	0時間	10時間
美容技術理論	8回	25時間	10時間	8時間	7時間
美容実習	6回	450時間	133時間	126時間	191時間
小計	31回	590時間	172時間	160時間	258時間
(選択科目)					
	美容カウンセリング	1回			
	外国語(英語)	1回			

美容総合理論	社会福祉	1回	10時間	0時間	10時間	0時間
	ヘアスタイル画によるトータルファッション	1回				
	ビジネスマナー	1回				
小計		5回	10時間	0時間	10時間	0時間
合計		36回	600時間	172時間	170時間	258時間

(8) 別科通信課程理容科 (従事者)

(第19期より適用)

教科科目	添削指導回数	面接授業時間	第1学年	第2学年	第3学年	単位数	
			面接授業時間				
			10月～9月	10月～9月	10月～9月		
(必須科目)							
関係法規・制度	3回	10時間	5時間	0時間	5時間	2	
衛生管理	4回	30時間	0時間	20時間	10時間	6	
保健	3回	25時間	0時間	0時間	25時間	5	
化粧品化学	2回	30時間	0時間	20時間	10時間	6	
文化論	2回	10時間	5時間	5時間	0時間	2	
運営管理	3回	5時間	0時間	0時間	5時間	1	
理容技術理論	8回	10時間	0時間	5時間	5時間	2	
理容実習	6回	175時間	45時間	40時間	90時間	35	
小計	31回	295時間	55時間	90時間	150時間	59	
(選択科目)							
理容総合理論	理容カウンセリング	1回				1	
	外国語(英語)	1回					
	社会福祉	1回	5時間	0時間	0時間		5時間
	ヘアースタイル画によるトータルファッション	1回					
	ビジネスマナー	1回					
小計	5回	5時間	0時間	0時間	5時間	1	
合計	36回	300時間	55時間	90時間	155時間	60	

(9) 別科通信課程理容科 (非従事者)

(第19期より適用)

教科科目	添削指導回数	面接授業時間	第1学年	第2学年	第3学年	単位数	
			面接授業時間				
			10月～9月	10月～9月	10月～9月		
(必須科目)							
関係法規・制度	3回	10時間	5時間	0時間	5時間	2	
衛生管理	4回	30時間	0時間	20時間	10時間	6	
保健	3回	25時間	0時間	0時間	25時間	5	
化粧品化学	2回	30時間	0時間	20時間	10時間	6	
文化論	2回	10時間	5時間	5時間	0時間	2	
運営管理	3回	10時間	0時間	0時間	10時間	2	
理容技術理論	8回	25時間	10時間	10時間	5時間	5	
理容実習	6回	450時間	135時間	125時間	190時間	90	
小計	31回	590時間	155時間	180時間	255時間	118	
(選択科目)							
理容総合理論	理容カウンセリング	1回				2	
	外国語(英語)	1回					
	社会福祉	1回	10時間	0時間	0時間		10時間
	ヘアースタイル画によるトータルファッション	1回					
		1回					

	ビジネスマナー	1回					
小計		5回	10時間	0時間	0時間	10時間	2
合計		36回	600時間	155時間	180時間	265時間	120

(10) 別科通信課程美容科 (従事者)

(第19期より適用)

教科科目	添削指導 回数	面接授業 時間	第1学年	第2学年	第3学年	単位数	
			面接授業時間				
			10月～9月	10月～9月	10月～9月		
(必須科目)							
関係法規・制度	3回	10時間	5時間	0時間	5時間	2	
衛生管理	4回	30時間	0時間	20時間	10時間	6	
保健	3回	25時間	0時間	0時間	25時間	5	
化粧品化学	2回	30時間	0時間	20時間	10時間	6	
文化論	2回	10時間	5時間	5時間	0時間	2	
運営管理	3回	5時間	0時間	0時間	5時間	1	
美容技術理論	8回	10時間	0時間	5時間	5時間	2	
美容実習	6回	175時間	45時間	40時間	90時間	35	
小計	31回	295時間	55時間	90時間	150時間	59	
(選択科目)							
美容総合理論	理容カウンセリング	1回				1	
	外国語(英語)	1回					
	社会福祉	1回	5時間	0時間	0時間		5時間
	ヘアースタイル画によるトータルファッション	1回					
	ビジネスマナー	1回					
小計	5回	5時間	0時間	0時間	5時間	1	
合計	36回	300時間	55時間	90時間	155時間	60	

(11) 別科通信課程美容科 (非従事者)

(第19期より適用)

教科科目	添削指導 回数	面接授業 時間	第1学年	第2学年	第3学年	単位数	
			面接授業時間				
			10月～9月	10月～9月	10月～9月		
(必須科目)							
関係法規・制度	3回	10時間	5時間	0時間	5時間	2	
衛生管理	4回	30時間	0時間	20時間	10時間	6	
保健	3回	25時間	0時間	0時間	25時間	5	
化粧品化学	2回	30時間	0時間	20時間	10時間	6	
文化論	2回	10時間	5時間	5時間	0時間	2	
運営管理	3回	10時間	0時間	0時間	10時間	2	
美容技術理論	8回	25時間	10時間	10時間	5時間	5	
美容実習	6回	450時間	135時間	125時間	190時間	90	
小計	31回	590時間	155時間	180時間	255時間	118	
(選択科目)							
美容総合理論	理容カウンセリング	1回				2	
	外国語(英語)	1回					
	社会福祉	1回	10時間	0時間	0時間		10時間
	ヘアースタイル画によるトータルファッション	1回					
		1回					

	ビジネスマナー	1回					
小計		5回	10時間	0時間	0時間	10時間	2
合計		36回	600時間	155時間	180時間	265時間	120

別表 第1号

1 美容科 (昼間)

2 理容科 (昼間)

3 トータルプログラム科 (昼間)

<p>第号</p> <p>割印</p> <p>年 月 日</p> <p>名古屋千種区今池二丁目一番十四号 学校法人 愛知理容学園 アリアール ビューティー専門学校長</p> <p>Ⓜ</p>	<p>第号</p> <p>割印</p> <p>年 月 日</p> <p>名古屋千種区今池二丁目一番十四号 学校法人 愛知理容学園 アリアール ビューティー専門学校長</p> <p>Ⓜ</p>	<p>第号</p> <p>割印</p> <p>年 月 日</p> <p>名古屋千種区今池二丁目一番十四号 学校法人 愛知理容学園 アリアール ビューティー専門学校長</p> <p>Ⓜ</p>
<p>卒業証書</p> <p>本籍</p> <p>氏名</p> <p>年月日生</p> <p>右は本校衛生専門課程美容科二カ年の課程(平成二十六年文部科学省告示第五十九号による職業実践専門課程)を修了したことを証し文部科学大臣告示(平成六年文部省告示第八十四号)により、専門士(衛生専門課程)と称することを認めます。</p>	<p>卒業証書</p> <p>本籍</p> <p>氏名</p> <p>年月日生</p> <p>右は本校衛生専門課程理容科二カ年の課程(平成二十六年文部科学省告示第五十九号による職業実践専門課程)を修了したことを証し文部科学大臣告示(平成六年文部省告示第八十四号)により、専門士(衛生専門課程)と称することを認めます。</p>	<p>卒業証書</p> <p>本籍</p> <p>氏名</p> <p>年月日生</p> <p>右は本校衛生専門課程トータルプログラム科二カ年の課程を卒業したことを証する。</p>

3 理容科(通信)

4 美容科(通信)

<p>第号</p> <p>割印</p> <p>年 月 日</p> <p>名古屋千種区今池二丁目一番十四号 学校法人 愛知理容学園 アリアール ビューティー専門学校長</p> <p>Ⓜ</p>	<p>卒業証書</p> <p>本籍</p> <p>氏名</p> <p>年月日生</p> <p>右の者は本校所定の理容師養成課程を修了し</p>
---	---

<p>第号</p> <p>割印</p> <p>年 月 日</p> <p>名古屋千種区今池二丁目一番十四号 学校法人 愛知理容学園 アリアール ビューティー専門学校長</p> <p>Ⓜ</p>	<p>卒業証書</p> <p>本籍</p> <p>氏名</p> <p>年月日生</p> <p>右の者は本校所定の美容師養成課程を修了し</p>
---	---